

令和2年4月7日

生徒・保護者各位

東京都立光丘高等学校長

尾崎 肇

都立光丘高等学校における今後の教育活動について（2）

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、現在、国において新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言の発出が検討されているところです。緊急事態宣言が発出された場合、法に基づき、知事から東京都教育委員会に対し、必要な措置を講じるよう要請がある見込みです。

そこで、知事から法に基づく要請があった場合の本校の対応について、下記のとおりあらかじめお知らせいたします。このような状況を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

あわせて、昨日ホームページの掲載が遅くなり、心配をおかけしましたことに対し、お詫びいたします。

記

1 学校の臨時休業の実施について

春季休業の終了日の翌日から5月6日（水）まで臨時休業を実施します。

2 臨時休業中の基本的な生活習慣にかかる指導について

以下の内容について、御家庭でも御指導ください。

- ・日常生活については、学期中と同様の生活習慣を保ち、不要不急の外出を避けること。
- ・頭髮については臨時休業中であっても生徒心得、生徒指導方針のとおり一切の加工を禁止する。
- ・アルバイトについては、感染者の爆発的な増加を抑えるという観点からも控えること。
日常生活に支障のあるアルバイトは認めない。
- ・手洗い、咳エチケットの励行や「密閉した環境」「密集した環境」「密接した環境」を避けるなどの感染症対策を一層、徹底すること。

3 臨時休業中の教育活動について

（1）登校日について

- ・緊急事態宣言が解除されるまで、登校日はありません。
- ・今後の教育活動についても学校ホームページ上に情報を掲載します。こまめに確認してください。

（2）家庭での学習について

- ・毎週月曜日にClassi及びホームページ上でその週の課題の一覧を掲載します。

- ・新入生は課題を郵送します。提出していただいた生徒個人カードの住所に4月9日に発送予定です。
- ・2年生、3年生においてはClassiを用いて、課題や教材を配信する予定であり、こまめにClassiを確認してください。教科担当の先生から示された課題をもとに、毎日少しずつ計画的に学習してください。

(3) 部活動について

臨時休業中の部活動は行いません。感染拡大防止の観点から、「自主練習」と称して複数で集まって活動することは禁止します。

4 学校行事の変更について

現在の段階では、1学期までのすべての学校行事は延期、又は中止します。夏季休業日の始まりと終わりの変更及び土曜授業の実施を含め、学校の年間行事計画や年間授業計画の見直しを検討し、授業の遅れを補うことを予定しています。

5 家庭との連携について

必要に応じて、担任が電話連絡を行い、生徒の状況を家庭と連携して把握します。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または濃厚接触者となった場合には速やかに学校に連絡してください。生徒が感染した場合には学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行います。

6 保護者の相談窓口

基本的には担任の先生に御相談ください。また、健康面に関しては養護教諭への相談も可能です。

LINE相談「相談ほっとLINE@東京」等の相談窓口も必要に応じて活用してください。

東京都立光丘高等学校

副校長 坂口 雄一

電 話 03-3977-1501

ファクシミリ 03-3977-3794